

大規模木造建築物の主要構造部規制の合理化に係る告示の運用について

■ 建築基準法第二十一条第二項に規定する建築物の部分又は防火設備の構造方法を定める件（令和6年国土交通省告示第284号）

告示第1は、法第21条第2項に規定する3000㎡を超える建築物の部分及び防火設備のうち令第109条の7第1項に掲げる基準に適合するものの構造方法を規定している。第1号は延べ面積が原則4500㎡以下の周辺危害防止構造の構造方法、第2号は延べ面積が原則4500㎡超13500㎡以下の周辺危害防止構造の構造方法を規定しており、いずれも地階を除く階数が3以下であって、法別表第1(イ)欄(5)項及び(6)項に掲げる用途に供しないものに限ることとしている。ただし、本規定は建築物の一部を主たる用途に従属する倉庫や自動車車庫等の用途に供することを制限するものではない。

告示第2は令第109条の7第2項に掲げる基準に適合する構造方法を規定している。

告示の主な内容は、次のとおり。

(告示第1第1号)

告示第1第1号は、原則4500㎡以下の周辺危害防止構造の構造方法をイからチまでに定めたものである。

ロ(3)では、準耐火構造の床の構造方法を用いた屋根を定めているが、この場合は屋根と当該防火区画の取り合い部を、炎の進入を有効に防止することができる構造とし、屋根裏を通じた防火区画間の延焼を抑制できるものとする必要がある。また、防火区画の壁については、屋根の構造によらず原則屋根の直下の天井裏まで達せしめる必要があるが、準耐火構造の床の構造方法を用いた屋根については、火熱に耐えうる時間が短いことから明示的に規定したものである。

ハでは、500㎡毎の防火区画を定めている。ハ(1)は防火設備の構造方法を規定しているが、例えば、内装の仕上げを準不燃材料とした廊下と居室を区画する防火区画に設ける防火設備については、(1)の規定は適用されない。

ニでは、防火区画には原則自然排煙設備を設けることを定めている。ただし、ニ(1)に規定されるスプリンクラー設備等及び機械排煙設備が設けられた場合又はニ(2)に規定される床面積が100㎡以下の室(火災の発生の恐れが少ない室である廊下等に通ずるものであって、当該廊下等に特別避難階段の付室の構造方法を準用した排煙の措置が講じられているものに限る。)については、この限りではない。なお、付室の構造方法を廊下等に準用する場合については、付室を乗降用ロビーと兼用する場合の規定が準用される。本規定の適用において、機械排煙設備の風道を設ける場合にあっては、極力防火区画を貫通しないよう配慮するとともに、複数の室に分岐する場合においては、分岐部分にダンパーを設ける等により、別の室との間で煙の影響が及ばないよう配慮する必要がある。

トは、竪穴部分を区画しなくてよい場合を規定したものである。ト(1)から(4)までに適合する必要があるが、(4)は、居室から当該竪穴部分等を通過せずに屋外への出口や直通階段に避難できることを規定したものである。

(告示第1第2号)

告示第1第2号は、原則 4500 m²超 13500 m²以下の周辺危害防止構造の構造方法をイからヌまでに定めたものである。原則 4500 m²毎に大規模延焼抑止壁等によって分離する必要がある、ニからヌまでにおいてその具体的な仕様を定めている。

ニ(1)(i)は壁1枚によって分離する場合であり、(ii)は室によって分離する場合である。

ホは壁等とそれ以外の建築物をエキスパンションジョイント等のみで接することを規定したものである。なお、延焼防止上支障のないエキスパンションジョイントとは、耐火構造の被覆として用いられている可撓性のあるもの等、遮熱性能・遮炎性能を有する耐火帯付のものを想定している。

ヘは、壁等で分離された地階を除く階数が1の建築物同士の外壁面の角度に応じて外壁の開口部に設ける防火設備に関する基準である。

トは、壁等で分離された地階を除く階数が1の建築物のそれぞれの高さが異なる場合の外壁の開口部に設ける防火設備に関する基準である。

(告示第2)

告示第2においては、法第21条第1項に適合する火災が消火の措置により終了するまで、倒壊及び延焼を防止する構造(火災時倒壊防止構造)を追加した。これにより、令和元年国土交通省告示第193号第1第2号に定める四階建の建築物の仕様が特殊建築物でも適用が可能となる。なお、同告示第1第3号・第4号に掲げる火災時倒壊防止構造の仕様(小規模建築物に対する簡易な仕様)は、周辺危害防止構造にはそのまま援用できないので留意する必要がある。

■ 火災による熱量の算出方法等を定める件(令和6年国土交通省告示第285号)

告示第1は、熱量の算出方法を規定しており、建築物の周囲の一の場所において受ける熱量を計算する方法か、その他建築物の部分又は周囲の状況に応じて適切に熱量を算出できる方法による必要がある。なお、その他建築物の部分又は周囲の状況に応じて適切に熱量を算出できる方法とは、令第109条の7第2項の規定による国土交通大臣による認定において確認された方法のことをいう。

第2項以降に規定する建築物の周囲の一の場所において受ける熱量を計算する方法とは、各区画の屋内火災保有耐火時間と区画延焼開始時間に基づき、区画の延焼経路及びそれぞれの延焼区画から放射される熱量の合計を計算する方法である。

告示第2は、人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがある熱量を定めている。

■ 避難上及び消火上必要な機能の確保に支障を及ぼさない周辺高火熱面積の規模を定める件(令和6年国土交通省告示第286号)

本規定は避難上及び消火上必要な機能の確保に支障を及ぼさない周辺高火熱面積を規定しており、第1号は検証により得られた定数、第2号は比較建築物の周辺高火熱面積の規模、第3号は周囲の状況により避難上及び消火上必要な機能の確保に支障を及ぼさない値を規定値としている。

第2号は、同一の敷地内において現行法に適合する仮想の比較建築物を検討し、当該比較建築物の周辺高火熱面積の規模を規定値とする方法である。

また、第3号は、令第109条の7第2項の規定による国土交通大臣による認定において確認された面積のことをいう。

周辺高火熱面積の算出にあつては、建築物の周囲の地点において受ける熱量を、「火災による熱量の算出方法等を定める件」（令和6年国土交通省告示第285号）に基づき一定間隔毎に算出し、その熱量が同告示第2に定める熱量を超える部分の外周線を結んだ内側の水平投影面積を求める方法等が考えられる。なお、この場合において、周囲の水面、がけ地等火熱の影響を受けづらい場所については、周辺高火熱面積から除いて差し支えない。